

令和4年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

令和4年7月19日(火)
午後2時から午後3時30分まで
県教育会館別館3階会議室

出席委員 嶋崎 政男 石川 和之 近藤 一夫 濱詰 大介 小柴 孝子
石川 真紀

※後藤弘子委員については、当日は御都合により欠席となったが、事前に多くの御質問、御意見をいただいている。

事務局 教育長 富塚 昌子 児童生徒安全課長 荒金 誠司
生徒指導・いじめ対策室長 森 裕嗣 関係課・関係機関担当者他

- 1 千葉県いじめ対策調査会概要説明
※児童生徒安全課長からの説明
- 2 開会
- 3 教育長挨拶
- 4 説明、審議
 - (1) 千葉県のいじめの状況について
※生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議
 - (2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について
※事務局からの説明、その後、質問、審議

【会長】

これより、説明、審議に入る。

まず、資料1「千葉県のいじめの状況について」生徒指導・いじめ対策室長から説明をお願いします。

【生徒指導・いじめ対策室長】

※資料の説明

【会長】

ただいま、事務局からの「千葉県のいじめの状況」についての説明に対して、事前に各委員より御質問があったことについて、事務局より回答をお願いします。

【生徒指導・いじめ対策室長】

○資料1の1いじめの認知状況について、令和2年度は全体的にいじめの認知件数が減少しており、これは新型コロナウイルスによる学校閉鎖が影響していると考えられるが、他の理由について、また今後の増加についての質問に回答する。

【回答】

令和2年度に、いじめの認知件数が前年度から大きく減少しているが、減少の要因として、2カ月の休校期間があり、学校行事の中止や縮小をはじめ、授業や部活動等においても大きな制約の中で活動が行われ、児童生徒同士の交流機会が例年より減少したことが影響していると考えている。

今後の増加についてはまだ答えられないが、令和2年度の数値は、平成30年度の数値を上回っており、単純に減少したとは捉えてはいない。

○資料1の3いじめの発見のきっかけで、どの校種においても「アンケート調査」が重要であることがわかったが、1日中同じ教員が付いている小学校で「学級担任」からの発見が少ないことについての質問に回答する。

【回答】

本県の小学校の「いじめの発見のきっかけ」における「学級担任」の割合は9.4%で、全国平均の9.8%とほぼ同様の傾向を示している。

- ・いじめは、もともとは遊び仲間であった者同士で発生しやすいこと。
- ・教職員の気づかないところで行われることが多いこと。
- ・いじめられている子どもは、自責の念に駆られ、自ら相談できない場合が多いと言われていること。

などがこの数値に関係していると考えている。

子どもと触れ合う時間が多くなる小学校の学級担任は、いじめ発見の可能性が高い位置にいることから、ふざけ合いなどがいじめへつながる可能性があり、いじめの予兆の段階から指導していくことが求められているなど、改めて担任をはじめ教職員の役割の重要性について各学校に伝えていきたい。

○資料1の4いじめられた児童生徒の相談の状況について、担任の教員に相談する割合が高いので、担任の教員については、特別な研修が必要と思うが、どのような特別研修がされているか。また、されてない場合には、その理由についての質問に回答する。

【回答】

いじめ問題に係る教職員研修は、初任者や中堅教諭対象の年代別研修で担任を担う可能性の高い教員に対して悉皆で行っている。また、担任を指導する立場の管理職、サポートする立場の生徒指導主事、教務主任、養護教諭等の役職別での研修を実施している。それぞれ、担任の抱え込みやすい事例や、保護者対応に課題のある事例の検討を取り入れるなど内容についても理解が深まるよう工夫しているところである。

○資料1の5いじめの態様の高等学校において、「パソコンや携帯電話等でのひぼう中傷」が30%近くあり、これへの対策は喫緊の課題だと思われるが、生徒への啓発活

動のみならず教員の情報のアップグレードについてはどの程度進んでいるのかについての質問に回答する。

【回答】

県教育委員会では、令和3年度は、情報モラルの専門家を講師として申請のあった学校に派遣しているが、高等学校には3校の派遣にとどまっており、教職員の研修が進んでいるとは言えない状況である。今年度は、4月の生徒指導主事を対象とした会議で、情報モラルの専門家の講演を実施し、その必要性を訴えたところである。現在7校の高等学校から講師派遣の依頼がある。さらに、その促進を図っていきたい。

○いじめの発生データについて、発生数以外に、重症度期間の調査についての質問に回答する。

【回答】

いじめの調査において、いじめの重症度に特化したデータはないが、いじめが原因で不登校の状態になった場合は、いじめの重大事態に計上される。

○資料2－(1) 学校いじめ防止基本方針の取組の検証と改善について、取組の改善を図った学校があるが、具体的にどのような改善を図ったのかとの質問に回答する。

【回答】

当該校から聞き取りを行ったところ、「今までは、いじめアンケートと教育相談アンケートを一緒に実施していたが、分けた方が具体的に記載できるため別々に分けて実施することにした」、「いじめアンケート実施後に、聞き取りや対応の流れを明記した」、「webストレスチェックの実施を明記し、また、SC、SSW等のケース会議への参加についても明記した」、「いじめのアンケートの回数を増やした」等の回答があった。

○資料2－(1) 学校いじめ防止基本方針の取組の検証と改善について、「改善に至っていない」というコメントが一定数あるが、その理由は何かとの質問に回答する。

【回答】

当該校に聞き取りを行ったところ、多くの学校から「本調査の回答段階では、検討している中で、よい改善策まで至らなかった」との回答があった。その中で、数校からは、「今年度になり、現時点では改善を行うことができた」との回答があった。

○資料2－(3) 令和3年度中に、いじめ対策組織の会議を何回開催したかについて、小学校で会議を6回以上開いた学校の、理由は何かとの質問に回答する。

【回答】

いじめ対策組織の会議を6回以上実施した学校からは、毎月1回やアンケート実施後など定期的にも実施しており、さらに、いじめが発生した場合も実施しているとのことであった。

○資料2－(3) 令和3年度中に、いじめ対策組織の会議を何回開催したかについて、高校は開催なしがゼロでありながら、年6回以上という定期開催の学校も少なく、お

そらく事例発生時に会議をしていると感じる。一方で小中学校は、6回以上という定期開催している学校が半数以上あり、小中学校と高校で何か構造が異なるのかとの質問に回答する。

【回答】

小中学校では、いじめ対策組織の会議を6回以上実施した学校が多くなっており、月1回やアンケート実施後など定期的な実施が浸透していると考えられる。いじめの認知件数が小中学校に比べ少ない高等学校では、いじめ対策組織の会議を6回以上実施した学校は16校、3～5回の学校が55校と小中学校に比べ少なくなっているが、当該校からは、学期に1回など定期的実施しているとの回答を得ている。1～2回実施の学校が半数あるが、いじめが発生した場合に実施しているとの回答もあったが、アンケート実施後に定期的開催しているとの回答もあり、同会議の定期的な実施は、各学校種で浸透しつつあると考えている。

○資料2－(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応について、インターネットのいじめに係る研修の内容はどのようなものかについての質問に係る3課から回答する。

【生徒指導・いじめ対策室長】

当課が行う研修の主な内容は、高校生向けについては、「ネット犯罪の被害者にも加害者にもならないための方策」「デジタルアイデンティティを考える」「注意すべき情報発信を学ぶ」等の内容がある。

中学生向けについては、「ソーシャルメディア社会を俯瞰するいくつかのヒント『使わせない』ではなく『正しく使わせる』」「SNSと思春期」「『指先』で人生が変わる」等の内容がある。

小学生向けについては、「未来につながるネット・スマホの使い方」「ネット上のいじめや犯罪について、事例を基に「自分ならどうするか」を考えさせた」「情報を発信する側の責任」等の内容がある。

【担当課】

ネットパトロールを実施しており、令和2年度より専門業者に委託し、目視とAIによる監視を実施している。令和3年度からは、学校のキーワードとなる言葉を注意深く見守り、早期発見し、案件が出た際には、教育委員会、学校にすぐに連絡し早急に対応している。また、依頼のあった学校には、啓発のための講演会を実施し、年間60回程度になる。令和4年度は、各学校で独自に研修会を実施できるよう資料の紹介に努めている。

【担当課】

いじめを含んだ、児童生徒の情報モラルの規範意識の向上等をテーマに、非行防止教室やインターネットの安全教室を小、中、高、特別支援学校等の関係者の協力を得て開催している。また、コロナ禍ということもあり、県警のホームページや県警の公式ユーチューブで動画を配信するなど、出前型の授業だけでなく、広報媒体も活用しながら、児童生徒の情報モラルと規範意識向上を図っている。

○資料2－(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応について、インタ

ーネットのいじめに係る研修を実施していない理由は何かとの質問に児童生徒安全課から回答する。

【回答】

当該校に聞き取りを行ったところ、全ての学校から「研修会という形での実施ではないが、職員会議の中で情報共有は行った」等の回答があり、「インターネットを通じて行われるいじめへの対応」については、全ての学校で何らかの形で取り組んでいることがわかった。

○資料2－(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応について、令和2年度より、令和3年度の方が、学校の取組率が全体的には向上している。GIGAスクール構想そして「令和の日本型学校教育」に示された子供たちへの指導を考えるとさらに徹底されるべきである。県教育委員会の関係各課で連携をどの程度図っているのかとの質問に回答する。

【回答】

県教育委員会では、教育委員会内の関係各課だけでなく、千葉県いじめ問題対策連絡協議会を構成する機関等のうち、ネットいじめ対策に関係が深い機関である、県民生活課や健康福祉政策課等の関係部局に加え、県警少年課や県警サイバー犯罪対策課、NPO法人等により、ネットいじめ対策専門部会を構成し、各年度に3回程度協議している。昨年度は、一人一台端末配付への対応や、オンラインゲームを通じたいじめなどについて、事例を検討するなど協議を行ったところである。

○資料2－(7) いじめ対応における課題について、「保護者対応」が最多となっているが、具体的にはどのようなことか。また、この点に関して学校支援の施策等の考えはあるのかとの質問に回答する。

【回答】

保護者対応で、学校が苦慮している事例として、県教委が把握しているものは、保護者から相談や訴えがあった後の学校の対応があげられる。例として、「相談や訴えがあつてから、保護者への回答に時間がかかった」「いじめ被害の訴えに対して、児童生徒間トラブルと捉え対応した」「当事者同士で話し合いをさせて、早々に解消と判断してしまった」「学校より保護者の方が、法令やガイドラインの内容を理解している」等がある。

学校支援の施策等については、各研修会で、保護者の信頼を失い、トラブルとなった事例を取り入れた。また、小中学校の生徒指導担当教員の研修会において、スクールロイヤーを講師として、「保護者対応」をテーマとした研修を実施した。

県立学校で重大事態が発生した際に、児童生徒や保護者の心理面へのアプローチが重要であることから、指導主事とともにSCSVを学校に派遣している。

【会長】

質問、意見はあるか。

【委員】（質問）

資料2－(1) 学校いじめ防止基本方針の取組の検証と改善について、「改善に至っていない」学校のうち、数校が「今年度になり、現時点では改善を行うことができた」とのことだが、質問の趣旨は、どうして改善に至らなかったのかとのことと思うがどうか。

【生徒指導・いじめ対策室長】

「改善の必要はあるが改善に至っていない」ことについては問題があると考えている。この項目だけでなく、気になった箇所は全ての学校に連絡を入れており、内容を確認し、速やかに対応するよう指示している。改善に至らなかった学校には、改善するよう指導している。

【委員】（意見）

資料2－(1) 学校いじめ防止基本方針の取組の検証と改善について、大きな重大事態が起きて、その後いろいろな対策を練って改善の方向に向かっていく中で、教員の体力が落ちたり、管理職が異動になることも実際にはあり、系統的に改善に至らなかったこともあると伺っている。特に重大事態が発生した際には、その後どうなったか、改善されたのか、同じようないじめが起きてないのか、その後をフォローする体制を考えていかなければならないと感じている。

【委員】（質問）

いじめに係る取組、研修の充実、分析、関係部署との連携等、明確に回答していただいた。SOSの出し方教育について、学校でも実施しているとのことだが、基本的スタンスについて県教育委員会ではどのように考えているのか。また、子どもたちの心の教育が大切であり、道徳、特別活動が柱になっていると考えている。道徳、特別活動について、県教育委員会では、どのように力を入れていくのか。

【生徒指導・いじめ対策室長】

SOSの出し方教育について、「教職員が子どもたちのいつもと違うを見逃さない」という姿勢で、個人面談、アンケート等を実施するよう指示をしている。個人面談、アンケート等で発見した悩みを、組織で把握、組織で対応をするようお願いしている。

県で作成した指導資料に、SC、SSW等、専門性の高い大人への相談を促すスライドを記載した。

高校生には、千葉大学と連携して、スマートフォンを活用してストレスチェックを行い、高ストレスの生徒を早期に把握し早期対応に努めた取組を実施している。

【担当課】

道徳、特別活動について、県の指導主事会議等で県の重点としている、心の教育について改めて周知している。教育事務所による計画訪問等で、各学校への指導の充実を図っている。

【委員】（質問）

いじめについて、小学校低学年と高学年から高校にかけてでは、質が違うと考えている。小学校低学年のうちから、トラブルを軽微な段階から自分で扱えるようになる、悪質ないじめに変わらなくてすむと考えている。

道徳で扱っている内容で、人間関係の育て方や自分の感情の表し方をどう扱っているのか教えてほしい。

【担当課】

道徳では、大きく分けて4つの価値項目がある。そのうち「主として人とのかかわりに関すること」の項目の中の「友情・信頼」、「思いやり・親切」などで、御質問の内容を扱う。

特に道徳が教科化されて以降は、特に「考え議論する道徳」を推進しており、道徳的判断力を育むため、話し合いや、モラルスキルトレーニング、ロールプレイングなど、対話的、体験的な活動を多く取り入れて学習を進めている。

男女分け隔てなく、良好な人間関係が築けるような教材も多くみられる。

また、情報モラルの面から、人間関係を考えていく教材もあり、ネット社会での難しい人間関係についても教室で考える機会が与えられている。

県教育委員会でも、映像資料を作成し、友達との関係を考えていく資料を作成している。

今後も、人間関係を良好に育むための学習活動について、検討してまいりたいと考えている。

【委員】（意見）

フィンランドの国語の教科書には、人間関係のトラブルについても記載されている。北欧の方は、対話を通じてトラブルを解決することが上手で、国語の教科書に内容が含まれているので当たり前身に付いている。このことは、小学生には、根本のいじめ解決に役立つと考える。

【会長】

それでは、続いて（2）の各事業の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

※資料3に基づく説明

【会長】

質問、意見はあるか。

【委員】（質問）

24時間子どもSOSダイヤル電話相談について、相談件数も多く解決も図られていることが資料からわかる。その他の時間帯は、外部に委託とのことだが、外部に委託した相談の解決率はどのくらいなのか。

【子どもと親のサポートセンター】

委託については、土日、祝日、夜間に委託をしている。昼と夜の相談では、夜の方がやや多く、昼間の対応件数は、3,466件、夜間の対応件数は、4,495件である。ためらいや無言を含めると、昼間は3,829件、夜間は6,511件である。それぞれの相談において相談者は納得のうえで相談を終えている。

【委員】（質問）

相談の時間帯でいうと、その他の時間帯の方が児童生徒、保護者も相談しやすい。そのため、その他の時間帯を充実させることが大切で、その旨は件数からも推測できる。電話相談等で、解決したなどの成果については調査してるのか。

【子どもと親のサポートセンター】

電話相談については、基本的に匿名によるその場限りの相談がほとんどであり、相談者は相談内容について納得のうえで切電となっている。その後の調査は行っていない。

【委員】（意見）

SOSダイヤル電話相談の後の満足度調査について、アンケート方式等があるとよいので検討いただきたい。

5 報告

6 諸連絡

7 閉会